

# 2 都市計画税

都市計画税は、都市計画法による市街化区域内で1月1日現在、土地や家屋の所有者として固定資産課税台帳に登録されている方に対して課税されます。

\*\*\*\*\*

## 税額の計算

都市計画税の税額は、次の算式により求められます。

$$\text{固定資産税評価額} \times 0.3\% \text{ (注)}$$

(注) 税率は0.3%を限度として各市町村で定められます。

### ※住宅用地に対する軽減措置

小規模住宅用地（住宅用地のうち200㎡までの部分）は課税標準が台帳価格の $\frac{1}{3}$ に、200㎡を超える部分（床面積の10倍まで）については課税標準は台帳価格の $\frac{2}{3}$ になります。

なお、東京23区内では平成29年度は小規模住宅用地の税額が $\frac{1}{2}$ に減額されます。

\*\*\*\*\*

## 都市計画税の納税

固定資産税と同様に1月1日現在、固定資産課税台帳に所有者として登録されている方に対して第1期の納付月（4月～6月頃、各地方公共団体の条例で定められています）に納税通知書が送付されてきますので、年4回に分け、固定資産税と

合わせて納付します。

\*\*\*\*\*

## 負担調整措置

都市計画税にも固定資産税と同じように負担調整措置が講じられています。

なお、13ページの負担調整措置の算式中、(注2)の住宅用地の特例措置は固定資産税と異なり次の率になります。

小規模住宅用地	$\frac{1}{3}$
住宅用地のうち200㎡を超える部分～床面積の10倍	$\frac{2}{3}$

